

保護者様

|             |
|-------------|
| ( ) 組       |
| 園児氏名： ( ) 歳 |

※この太線内は保護者記入

## 感染症に伴う登園許可について

保育園は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。そのため、感染症の集団発生・流行をできるだけ防ぐことが、園児一人ひとりが快適に生活できる場を提供することにつながっていきます。よって、当園では感染症回復時の当園基準を定めております。

当園を再開する際には園に提出してください。

保育園での集団生活が可能なお状態にまで回復してから（下記のお状態を確認してから）登園をよろしくお願ひします。

記

【保護者記入欄】

※該当する病名欄に○印をつけてください。

| ○印記入 | 病 名                   | 出席停止期間  |
|------|-----------------------|---|
|      | 手足口病                  | 症状がなく（解熱後1日以上経過し）普段の食事ができること  |
|      | 溶連菌感染症                | 診察の翌日までは登園不可。全身状態がよくなるまで  |
|      | 伝染性紅斑（りんご病）           | 全身状態が良好になるまで（潜伏期間10～20日。紅斑が出るころには感染力ほぼ無し）                                       |
|      | 感染性胃腸炎（ノロ、ロタ、アデノウイルス） | 嘔吐・下痢等の症状が治まり、医師の診断ができるまで   |
|      | ヘルパンギーナ（夏風邪）          | 発熱がなく、（解熱後1日以上経過し）普段の食事ができること   |
|      | マイコプラズマ肺炎             | 発熱や咳などの症状が改善し、全身状態が良好になるまで  |
|      | RSウイルス感染症             | 重篤な呼吸器症状が消失し、全身症状が良好になるまで   |
|      | 伝染性膿痂疹（とびひ）           | 顔への発症は登園不可。手指など衣服からの露出部分はガーゼなど通気性のよいもので覆うこと。感染の範囲により登園の可否を検討します。（子供の手のひらサイズが目安） |
|      | 伝染性軟属腫（水いぼ）           | かきむしったところの滲出液、水疱内容などで次々に感染する。プールや水泳は治るまで禁止。衣服やガーゼ等で覆い、露出のないようにする                |
|      | 頭じらみ                  | 医師の診断を受け、スミスリンシャンプー、パウダー等で駆除し感染の疑いがなくなるまで                                       |
|      | 単純ヘルペス感染症             | 口唇ヘルペス・歯肉口内炎のみであれば、マスクをして登園可能。発熱や全身性の水疱がある場合は欠席して治癒が望ましい。                       |
|      | 突発性発疹                 | 発熱がなく、（解熱後1日以上経過し）普段の食事ができること   |

年 月 日

医療機関名 \_\_\_\_\_

保護者氏名 \_\_\_\_\_

出席に支障がないものと判断したので、 年 月 日より登園を許可します。

つむぎ保育園 ㊞